

第 3 次行財政改革大綱前期計画の令和 6 年度実績

大項目	小項目	概要	内容	評価	課名
A-1	奨学金貸付事務の効率化	奨学生の認定に伴い、貸付事務、返還事務など年々煩雑化する事務について、持続可能な事業とするための業務改善に取り組む。	簡略化できる事務や定住率等について精査するなど、全体の整理を実践して見直す。	順調	教育総務課
A-1	行政評価の実施に伴う事業等の見直し	行政評価（施策評価及び事務事業評価）を実施する	行政評価（施策評価（KPIの進捗管理）及び事務事業評価）を実施し、他団体の状況を調査し次年度予算要求時の客観的資料とする。	順調	町長公室
A-1	業務の棚卸・役割の再編成	職員異動及び新入職員加入に伴い、業務内容・業務量等、効率性に関わる見直しを行い再編成する	職員の担当業務の適正化及び放送番組の編成について、各職員の担当業務を詳細に割り当てたうえで、業務全体の把握と効率的な番組制作の検討職員がそれぞれの担当業務及び業務全般を把握する	完了(継続)	町長公室
A-1	行政関与の必要性や仕事の効率等の再点検	児童の養育が一時的に困難となった保護者及びその児童が発生した場合、子どもの養育において一時的な家庭環境の変化に対応するため、委託契約を締結した児童福祉施設に対し緊急時の受入を委託する。	里親制度の有効活用今年度中里親委託が可能な名簿を入手（県へ申請）し、対象事案が発生した際に備える。当該制度の対象事案が発生した場合、従来どおり施設に依頼するのか、里親制度を検討するのかを状況を見定め、然るべき判断を採る。	完了(継続)	長寿福祉課
A-1	行政関与の必要性や仕事の効率等の再点検	要保護児童対策地域協議会を設置し調整機関として児童虐待防止の業務を行い、構成機関がそれぞれ所有する情報の共有等を行い連携しながら必要な支援を実施し、児童虐待防止に努めます。	登校拒否児童等の家庭を訪問し、登校を促し虐待抑止の一端を担う。今年度中に児童相談所や学校関係と連携し、家庭事情を精査し月 1 回程度定期訪問、家庭の事情を探りつつ登校へ結びつけるアドバイス等を行う	完了(継続)	長寿福祉課
A-1	行政関与の必要性や仕事の効率等の再点検	老人福祉法に基づき事業を実施しているが、高齢化や独居高齢者（身寄りのない高齢者）が近年増加傾向にあるため、当該制度を活用すべきか否かの判断を適切に下すため、関係機関との調整・連携をこれまで以上に実施する。	当該制度を利用するか判断を下す前に、他の制度で代替可能か否かの精査を十分行う。今年度中に関係機関と調整し、県（状況によっては国）担当者と制度利用の妥当性の確認制度の主旨に違わぬケースであることを判断した場合、施設入所など然るべき処置をとれるよう体制を整えておく。	完了(継続)	長寿福祉課
A-1	行政関与の必要性や仕事の効率等の再点検	吉野町の場合、最初に生活保護の申請を受ける窓口が役場で、保護認定後のメイン窓口は原則吉野福祉事務所になっている。 但し、祝祭日や夜間など、緊急性の高い場合は役場と福祉事務所が連動して対応することになっているため、より迅速且つ確実な対応スキルが求められる。 それに関連して、生活保護制度を必要とする住民の情報をより広く把握し、認定へとつなげていく体制を構築する。	自発的な保護申請に加え、地域で困窮した生活者の実態を民生委員等から情報提供いただき、保護申請につなげる。今年度中に広報等を通じての幅広い啓発と、民生委員との情報共有・連携対応職印間での情報共有、緊急時における連絡体制の徹底、地域における生活困窮者の救済方法を考慮する	完了(継続)	長寿福祉課
A-1	業務委託と職員実施の適正運営	65歳以上で要支援認定を受けている方、または 4 0 歳以上65歳未満の2号被保険者で要支援認定を受けている介護予防給付利用者に対して、自立支援の考えに基づきインフォーマルサービスを活用し介護支援専門員等の専門職が連携し、介護予防支援（介護予防サービス・支援計画書の作成、モニタリング、評価、給付管理、相談支援等の一連の支援）を提供する。	職員が実施する適正な件数を把握し、地域包括支援センターの担当業務を整理し、職員一人当たりの担当件数の提示、職員が担当する対象者の提示をする	完了(継続)	長寿福祉課
A-1	し尿処理手数料の収納事務効率化	事務効率化を目指し、し尿処理手数料を窓口にて支払う住民に対して口座振替えを推奨する。	口座振替の推奨を行う。随時窓口払いの住民に対して、口座振替への依頼をする。	順調	暮らし環境整備課
A-1	民間委託等の検討	今後、森林環境譲与税の譲与額が増額し、譲与額使途事業も拡大することから、業務の民間委託等、事務の効率化を検討します。	事業実施方法を見直し、今年度中に昨年度の民間委託の試験実施の結果を基に、意向調査、森林地番図作成を本格実施する	完了(継続)	暮らし環境整備課

第 3 次行財政改革大綱前期計画の令和 6 年度実績

大項目	小項目	概要	内容	評価	課名
A-2	地域公共交通の確保	従来の公共交通のあり方を見直し、新たな交通体系整備事業によるデマンドバスの実証試験運行の結果を交えて、効率的で効果的な地域公共交通としてのバス運行を行います。	令和4年度に引き続き、早朝の路線定期運行と、デマンド型の運行を併用。 交通空白地自家用有償運行として、住民には移行前と同じ200円の運賃で利用継続。 町外来訪者には、一部利用制限(予約)と運賃格差(一乗車500円)により運行	順調	協働のまち推進課
A-2	子育て支援拠点事業の充実	未就園児と保護者が集まり、子育て不安の軽減や親子同士の交流を図るためこども園において地域の子育て家庭を支援する取組。	子育てサポーター等支援者の専門的知識や技能の向上のため、令和4年度末までに、子育てサポーター等支援者の研修会年 3 回程度実施。	完了(継続)	教育総務課
A-2	障がい児施策の充実	障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもや保護者等の支援体制	支援が必要な子どもや保護者一人ひとりのニーズに応じた専門的支援やフォロー体制を、令和 4 年度末までに保険、医療、福祉、教育などが連携し乳幼児健康診査の場や育児相談の機会を活用して早期発見、早期療育の充実乳幼児から中学校卒業までの幼児、児童、生徒に対して支援体制を継続して実施する。	完了(継続)	教育総務課
A-2	児童生徒及び職員への良好な保健衛生また福利管理	学校には学校医を置くこととなっており、学校医は学校保健を効果的に運用しその実績の向上に努め、児童・生徒・教職員の健康保持増進を図るものである。	学校医、学校歯科医、学校薬剤師を年度末までに町内医療関係者に依頼して8名（学校統合による）配置する	完了(継続)	教育総務課
A-2	学校給食会計の明確化	学校給食費については、令和元年文部科学省「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」が公表され、地方公共団体へ対し公会計化を推進するよう通知されたことを受け、令和3年12月議会に条例制定が承認され、令和4年度から給食費の公会計化を実施している。	学校給食費の公会計化を年度末まで継続的に実施し安定した学校給食の提供を図る	完了	教育総務課
A-2	安心安全な物資の安定供給	学校給食費の公会計化により、安全で安心な給食材料物資を継続的に供給する。	給食材料物資を 1 月物資契約時までに現納入業者含め県給食会安心安全な物資を実現する	完了(継続)	教育総務課
A-2	系統的、計画的なふるさと教育の充実	「ふるさと吉野」を題材に学び、ふるさとを愛し誇りに思い、胸を張ってふるさとを語れる児童・生徒を育成する。	小学校から中学校 9 年間のふるさと教育の内容について、令和4年度末までに、ふるさと教育推進部会において検討し、令和5年度からのふるさと教育について実施内容を計画する。	完了(継続)	教育総務課
A-2	教育格差是正対策	経済的に困窮している児童・生徒の保護者に対して、学校関係経費の一部を援助する.特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対して、世帯経済状況に応じて、学校関係経費の一部を援助する。	経済的に困窮している児童生徒の保護者に対して年度末までに学校関係経費の一部を援助する。特別支援学級に修学する児童生徒の保護者に対して、学校関係経費の一部を支援する。	完了(継続)	教育総務課
A-2	教育相談の充実	小学校にカウンセラーを配置し、気軽に相談を受けることで、不安やストレス等を和らげ心の安定を図り、子どもと向き合う保護者や教職員を支援する。 町中央公民館に相談窓口を設置し、気軽に相談できる体制を継続的に整える。	小学校に年度末までにカウンセラーを配置する。中央公民館に相談窓口を設置し、相談に応じる。	完了(継続)	教育総務課

第 3 次行財政改革大綱前期計画の令和 6 年度実績

大項目	小項目	概要	内容	評価	課名
A-2	教育相談の充実	中学校にカウンセラーを配置し、気軽に相談を受けることで、不安やストレス等を和らげ心の安定を図り、子どもと向き合う保護者や教職員を支援する。 町中央公民館に相談窓口を設置し、気軽に相談できる体制を継続的に整える。	中学校に年度末までにカウンセラーを配置する。中央公民館に相談窓口を設置し、相談に応じる。	完了(継続)	教育総務課
A-2	町医制度の継続	保健事業全般を実施するための基盤となる町医制度を継続できるように取り組む。健康づくり推進協議会を中心に、町の総合的な健康づくりについて検討し、サポーターさんとの協働で事業実施できるよう働きかけていく。業務全般を実施していくために、内部の総合的な管理業務を常に見直しながら進めていく。	健康づくり推進協議会を、開催できる限り計画に合わせて健康づくり推進協議会を年 2 回開催する	完了(継続)	長寿福祉課
A-2	医療提供の確保	南和地域の3つの公立病院を1つの救急病院と 2 つの後方支援病院に役割分担し、南和地域の住民が将来にわたり良質な医療を受け、健康で安心な生活を保てるよう支援します。	南和広域医療企業団南和広域へ、運営、事業費、公債費の負担金を負担し、南和地域の住民が将来にわたり良質な医療を受け、健康で安心な生活を保てるよう支援する	完了(継続)	長寿福祉課
A-2	さくら苑利用者への支援	さくら苑ケアハウス利用者及びさくら苑、これら対象者の所得に応じ事務費負担額をさくら苑に補填し、施設を利用しやすい状況をつくる。	年度末までに算定された負担金を、吉野広域行政組合に支払う。	完了(継続)	長寿福祉課
A-2	乳幼児健診の受診率の向上	乳幼児の健康維持・増進のため、乳幼児健診を受診しやすい環境を整える	乳幼児健診の受診率年度末まで・新型コロナウイルス感染症予防対策を講じて実施する ・未受診者へは、別の日程を案内する ・集団健診のみではなく医療機関での受診もできることを伝える乳幼児健診の受診率100%	順調	長寿福祉課
A-2	予防接種を効果的に受けるためのサポート	必要な予防接種が適切な時期に接種出来るよう、支援を行う。	各児の予防接種状況の把握と接種の案内各児にとっての適切な接種期間内に、適宜予防接種の実施状況を確認したうえで、接種の流れ・スケジュールを説明をする。 ・広報誌等で、接種に関する周知をおこなう。風しん抗体検査事業については令和 6 年度までに、接種率20%を目指す。	完了(継続)	長寿福祉課
A-2	業務プロセスによる行政サービスの向上	老人福祉法第5条第3項（地方公共団体は、老人週間において老人の団体その他の者によってその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない）に基づき、100歳の方に対し町長による敬老訪問、祝金の交付。対象者全てに日程調整。	町長による100歳敬老訪問令和 5 年 9 月訪問日までに対象者の洗い出しと名簿作成、訪問可否の確認徹底など広報担当課と連携して、当該事業の周知を幅広く行い、次年度以降の事業展開に備える。	完了(継続)	長寿福祉課
A-2	情報化による行政サービスの向上	未だ申請または利用されていない方に本事業の主旨を周知し、より一層の利用者拡大を図るため、CVY番組や広報誌などの宣伝媒体を活用する。	吉野町高齢者外出支援タクシー事業実施要綱を見直し、対象を障がい手帳保持者まで拡大するか検討する。近隣市町村へのニーズ調査など対象者拡大の検討とそれに伴う各種周知の実施	完了(継続)	長寿福祉課
A-2	更なる収集サービスの向上	高齢化社会を迎える中、住民によりそう収集サービスの向上を図る。	町から排出されるごみの回収随時通常収集並びに午後からの戸別収集（やすらぎ収集）可能な限り、住民ニーズに対応できる程度	完了(継続)	暮らし環境整備課

第 3 次行財政改革大綱前期計画の令和 6 年度実績

大項目	小項目	概要	内容	評価	課名
A-4	資料館を核とした吉野の歴史情報発信	歴史情報の発信	吉野の歴史情報を継続してインターネット、リーフレット、雑誌等掲載、資料館での展示、案内、講演会等を開催して吉野を訪れる人が少しでも増えるようにする	順調	産業観光課
A-4	各種団体による活用の推進	老人福祉施設について、指定管理の制度を適用し適正かつ円滑な運営管理をする	指定管理による運営指定管理の契約期間内指定管理の委託により適正かつ円滑な運営管理をおこなう	順調	長寿福祉課
A-4	利用者が安全に施設を利用できる	健やか一番館について、南和広域医療企業団と調整し、維持・管理が必要。老朽化に伴い、突然故障等が発生し修繕が必要となることがあり、今後も連携調整し、検討が必要。	老朽化に伴い、突然故障等が発生し修繕が必要となることがある。健やか一番館で長寿福祉課が機能する限り定期点検等実施し、安全に利用できるよう維持管理する。定期点検等実施し、安全に利用できるよう維持管理する	完了(継続)	長寿福祉課
A-5	学校・家庭における ICT を活用した学習の実施	令和2年10月に導入した 1 人 1 台端末について、国・県の一層の方針や ICT 支援員との連携により利活用促進を図る。	児童生徒の 1 人 1 台端末の利活用のため、教員をサポートする支援体制を ICT 支援員委託による教員研修や個別サポートにより児童生徒および教員が日常的に端末を利活用する。	順調	教育総務課
A-5	各課との連携	行政情報・地域映像情報を多くのCATVに加入する町民に提供するため、職員の意識強化を目的に放送素材となる「出張講座」や「イベント」等のスケジュールの洗い出しを各課に依頼する。	各課の行事予定について各課と連携し、情報を集約できる仕組みを構築する。町全体としてのスケジュールを把握し、町民にとって必要な情報について、取材し町民に提供する。	遅れている	町長公室
A-5	マイナンバーカード普及率の向上	各種行政サービスのデジタル化推進の基軸となるマイナンバーカードについて、カード発行申請及びカード交付事務をおこなう。総務省が目指す 70%以上の普及率を目指す。	マイナンバーカードの申請率・交付率を、令和5年度末時点で、受付・交付事務体制の整備し、申請率90%以上、交付率85%以上にする	順調	町民税務課
A-5	デジタル化による申請等の簡易化と窓口サービスの向上 書かずに済む窓口システムの導入・コンビニ交付率の向上	申請業務等についてデジタル化を進め、利用者の利便性橋上と窓口業務の効率化を目指す。 具体的には、①書かずに済む申請書端末の導入及び活用、②ワンストップ窓口に向けたシステム改修、③コンビニ交付端末設置場所及び交付証明書	コンビニ交付利用者が増加している。より一層の利用促進を進める為に郵便局型キオスク端末の導入、また手数料の見直しを行った。	順調	町民税務課
B-1	中期財政計画に基づく計画的な財政運営及び定期的な見直し	将来的に安定した財政運営を行うために、行政評価を利用した予算編成を行い、毎年度中期財政計画を見直していく。	中期財政計画の見直しを毎年行政評価以後に、事務事業評価をはじめとする行政評価を利用し、令和7年度までの財政見通しを更新する。	順調	総務課
B-1	安定した保険料収納による財源確保 安定した国保税収納による財源確保	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料を安定的に確保できるよう徴収体制の整備及び納付者の納付環境を整備する	後期高齢者医療保険料及び国民健康保険税について、町税と連携し徴収強化（滞納者の実態調査の強化等）をおこなう。計画前々年度以上の徴収率を達成する。 国保：93.00% 後期：99.77%	遅れている	町民税務課
B-1	社会福祉協議会の中長期的な展望に立った財政運営	社会福祉総務事業の範疇であるが、国庫補助を受けて開始した 3 つの事業の今後の存続を見据え、補助割合減額または廃止となった場合に当該事業へ組み込む可能性も踏まえて将来的なビジョンを協議する。	委託事業の存続を含めた内容の見直しを行い、次年度予算査定までに国・県の指針を確認し、社協に提示し調整事業存続の意思確認とそれに伴う予算額の精査・確定を行う。	順調	長寿福祉課

第 3 次行財政改革大綱前期計画の令和 6 年度実績

大項目	小項目	概要	内容	評価	課名
B-1	行政関与の必要性や仕事の効率等の再点検	慰霊祭について、町財政状況を鑑み、近隣市町村の開催状況を調査し、毎年開催するか否か判断する。	近隣市町村の開催状況調査今年度中当町と比較的人口規模の近い自治体の開催状況をリサーチする。単に開催スパンを調べるのではなく、そうなるに至った理由を明確に調査し、その結果を遺族会等に打診、今後の方向性を伺う。	順調	長寿福祉課
B-1	ごみ中継(積替え)施設	可燃ごみの委託先によっては、ごみ中継（積替え）施設の建設が必要とされる。	現在、協議中の可燃ごみ処理委託先では、ごみ中継（積替え）施設の建設は不要である。	完了	暮らし環境整備課
B-2	民間ALTからJETALTの雇用に移行する	外国人指導助手の招致については、民間事業者か n 派遣を委託する方法とJETプログラムからの派遣を招致する方法の 2 つの手段がある。JETプログラムは、地方公共団体が総務省、外務省、文部科学省及び自治体国際化協会（CLAIR）の協力の下に、外国人青年を招致する事業である。これにより、国から普通交付税措置が受けられることで、学校における英語力・コミュニケーション力の向上を目標とする当事業の継続的で安定的な推進が可能となる。ただし、JETプログラムの場合は、ALTの生活面でサポートし、学校と日本での生活に早く馴染めるための支援体制を整える必要がある。	小中学校におけるALTの招致を年度末（財）自治体国際化協会に申請しALT2名の内2名をJETプログラムによる招致した。	完了(継続)	教育総務課
B-2	補助金の確保	万葉整備活用事業に係る補助金の確保	補助金を締め切りまでに申請して適切に補助金の交付確定を受けられるようにする	完了(継続)	産業観光課
B-2	補助金の確保	文化財保存事業について、国庫および県費補助を申請し、交付を受けた	補助金を締め切りまでに申請して適切に補助金の交付確定を受けられるようにする	完了(継続)	産業観光課
B-2	ふるさと納税の推進	毎月の定期会議を開催し、先進事例の調査・確認・分析や、課の全職員による創意工夫等により、寄付額増加に向けた新たな事業の展開（方法）を模索・検討・実施していく。	ふるさと納税業務を中間事業者委託し、ポータルサイトにおけるサムネイル、LP画像の改善を行うとともに、ポータルサイト内で広告配信を行った。また、ふるさと納税におけるペルソナ、態度変容フロー、態度変容の各段階における態度変容を作成し、それらを戦略としてデジタルマーケティングを実践し、吉野町の認知向上に努めた。年度途中の制度改正により年末の寄附が落ち込んだが、高額寄附を除いても年間寄附額は対前年度比25.40%の増加となっており、目標寄附額の達成に向けて順調に推移している。	遅れている	協働のまち推進課
B-2	町税の収納率向上	個人住民税・法人町民税・固定資産税・軽自動車税について、訂正な課税を行うとともに、納付環境の利便性向上と未納金に対する徴収体制を整備し徴収率を向上させる	各種町税の収納額・収納率を、令和6年3月末までに、滞納者の現況調査を実施し、年徴収率96.50%以上を確保する。 現年度分の支払い忘れが滞納につながらないよう、文書督促を定期的に行う。滞納者は現年度課税分を中心に、文書督促・催告及び国民健康保険税と連携して交渉した 共通納税システムの利用促進を図る	遅れている	町民税務課

第 3 次行財政改革大綱前期計画の令和 6 年度実績

大項目	小項目	概要	内容	評価	課名
B-2	保険料徴収率の維持	介護保険料の徴収率の維持を図る	保険料徴収率の維持を出納閉鎖期間終了までに電話や訪問等行うとともに口座振替の登録も促して現年度分については令和 4 年度と同率の99.0％程度まで維持できるまで行う。滞納繰越分徴収率は 3 0 ％を確保。	順調	長寿福祉課
B-3	吉野山保勝会への補助金額の調整	吉野山保勝会と協議をおこなったり実績報告書を確認することで、その活動内容の把握、事業費の精査等をおこないます。このことを通じて過剰な補助金支出とならないようにします。 他団体の補助金を紹介するなど、町補助金支出以外の方法で事業支援を検討します。	補助対象経費の適正な支出を継続して、協議や調整を行う。	完了(継続)	産業観光課
B-3	福祉用具貸与での給付適正化事業	本人の状態に合わせて福祉用具貸与が適正に利用されているかを管理する	福祉用具貸与の利用について、国からの平均貸与価格と貸与価格上限の通知を事業所に周知するとともに、ケアプランチェックにて地域ケア会議の資料をも精査し、適正な利用がされているかをチェックし、状態にあった用具の使用及び状態変化で不必要なものの利用を抑える。	完了(継続)	長寿福祉課
B-3	居宅介護支援事業所へのケアプランチェック	ケアプランチェックを実施し、自立支援に資するケアマネジメントの探求と健全な給付の実施を推進する。	ケアマネジャー・保険者・地域包括の主任ケアマネで実地指導を行い、ケアマネジャーに利用者の状態像の新たな気づきや今後のケアプランの充実に繋げる。必要に応じてプランの再提出をしていただく。	完了(継続)	長寿福祉課
B-3	補助制度の広報をさらに行う	下水道認可区域外で合併処理浄化槽を設置する者に対して、補助金を交付する。	合併浄化槽設置に対する補助金交付について、随時申請を受け付ける。	完了(継続)	暮らし環境整備課
B-3	各協議会等への有害対策補助金の見直し	吉野町の人口、面積等と類似市町村の鳥獣被害防止対策費の補助金調査（補助金対象者・補助率・補助限度額・対象となる機材）	各協議会補助金の見直しのため、各地区防護柵設置の進捗状況と今後の設置の見通しを、各地区鳥獣被害防止対協議会からの実績報告に基づいた図上整理を行う。	完了	暮らし環境整備課
B-4	要介護認定更新申請の委託推進	要介護認定更新申請の認定調査委託件数を増やす	要介護認定更新申請や区分変更申請の認定調査委託件数を、年度末までに事業所に依頼するようにして、更新申請件数のうち委託件数を25％以上とする。	順調	長寿福祉課
B-5	吉野 3 町村クリーンセンター跡地の再利用	ごみ処理方針確定後、住民に向けた情報の公開並びに変更ヵ所の説明を行う。	吉野三町村クリーンセンター施設を活用した町単独でのごみ処理を速やかに移行する。	完了	暮らし環境整備課
B-6	県域水道一体化推進	水道事業の持続・強靱・安全の確保、水道サービスの向上及び平準化並びに水道料金の上昇抑制を図り、安全・安心な水道水を将来にわたって持続的に供給していきます	水道事業の令和7年度県域水道一体化にむけて、県水、吉野町を含む県内 23市町村の水道事業、磯城郡水道企業団、奈良広域水質検査センター組合の統合を目指す。	完了	暮らし環境整備課
C-2	町内こども園の取り組みに関する情報発信	各こども園の情報を発信する。	ICTソフト『コドモン』を活用し、園の情報を発信する。登降園管理・お知らせ一斉配信・保護者からの連絡機能を活用する。	順調	教育総務課
C-2	新型コロナウイルス関連情報発信	新型コロナウイルス関連情報は吉野町でも最も重要性の高い施策といえる。町民の安心や理解関心を得るため、新しい情報発信は随時行っていく。	新型コロナウイルス関連情報（ワクチン接種会場案内等）随時CATV、文字放送及びその他媒体（SNS・HP）を活用情報にあった内容で放送	完了	町長公室

第 3 次行財政改革大綱前期計画の令和 6 年度実績

大項目	小項目	概要	内容	評価	課名
C-2	住民への行政情報提供の推進	災害発生時などの非常時に平常時から備えるため、情報弱者への配慮を行った丁寧な情報発信を行う。コロナ禍における広報のあり方を模索し、実践してきたことを検証した上で、迅速かつ誠実に、今伝えられる情報をターゲットに伝えることを意識しながら、広報活動を進めていく。	広報誌での情報発信年間通して特集など、見せる（魅せる）ページとお知らせなど端的に内容を伝えるページをメリハリをつけて掲載する。様々な世代の方を登場させ、若い方から高齢者まで親しみやすい紙面を作成する。	順調	町長公室
C-2	迅速な町政情報の発信	Facebook、Twitter、LINE等、公式アカウントを活用し、町政に関する情報をタイムリーに発信する	町政に関する情報を、即時性が高い公式SNSアカウントを駆使してコンスタントに発信する	順調	町長公室
C-2	ごみ処理方針決定後の公開	ごみ処理方針確定後、住民にむけた情報の公開並びに変更ヵ所の説明を行う。	ごみ処理方針の変更及び事務所移転等の情報発信を行った。	完了	暮らし環境整備課
C-2	ごみ減量化に向けた情報の提供	ごみ処理費用削減を目的とした、ごみ減量化に向けた情報発信を継続して行う。	キエーロを中心に、実証実験を継続する。随時生ごみの効果的な処理方法を、実験の都度、検証する。	遅れている	暮らし環境整備課
D-1	地区自治協議会活動の支援	地域の自治活動が弱体化しないように、財政面としては補助金(自治協議会運営支援交付金など)・人材面(会議開催や地域活動の支援を行う集落支援員の配置と町職員による地域担当職員の活動支援)などにおいて、引き続き行政による支援が必要です。	地区自治協議会の活動を、令和7年度までに自主財源の確保と人材育成の成果により、行政からの補助金や人材面の支援を受けなくても継続運営できる体制を整える。	遅れている	協働のまち推進課
D-1	文化財保護における所有者と行政との連携維持	文化財保護における所有者と行政との連携維持	文化財所有者には、所有する文化財に問題が発生した時に、気軽に相談できる関係を、町民には文化財の重要性を、継続して日常的な接触や講演会などの機会を通して文化財が継続して守られていくようにする。	その他	産業観光課
D-1	町民と行政との共同・住民自治が進むシステムづくり	社協への2つの委託事業（地域の様々な相談の受け止め・地域づくり事業、多機関の協働による包括的支援体制構築事業）は、住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる、それが不可の場合関係機関が協働で問題を解決する事業あり、町民、行政いずれか片方が欠けても成立しないため、前年度の成果をふまえて更なるものへと昇華させるシステム構築を実施する。	先進地の事例検討、既存システムへの導入を検討し、本格稼働に向けた実施計画を立案指導（重層、社協に対して） 重層的支援体制の6年度の実施に向けた体制整備（参加支援含む3つの義務支援の確立等）	順調	長寿福祉課
D-1	水質検査を実施し指標値を維持する	公害対策（産廃最終処分場、ゴルフ場排水）に関する水質検査や、丹治川の水質汚濁については、浄化槽の管理・地域住民の安全保証のため監視に努める。	丹治川流域に関係する町民及び水を享受する住民継続水質検査による環境監視の実施良好な水質環境を維持する	完了(継続)	暮らし環境整備課
D-1	ゴミ回収の効率化	津風呂湖周辺に設置しているゴミ箱を、計画的に撤去する方向で検討する。	ゴミ箱の撤去関係団体等もいることから、数年かけて行う。回収ごみの調査ごみ量・ごみ質の把握並びに、関係団体との調整をおこなう。	その他	暮らし環境整備課
D-1	住民と行政による有害鳥獣対策	・各地区単位で設立された鳥獣被害防止対策協議会による鳥獣の侵入を防ぐための防護柵の設置及び捕獲檻の設置と管理・集落ぐるみでのサルの追払い	・鳥獣の侵入を防ぐための防護柵の設置及び捕獲檻の設置と管理、集落によるサルの追払いについて、地区鳥獣被害防止対策協議会の計画に基づいた防護柵の設置、各自治会等の捕獲檻貸出申請による捕獲檻の管理、「音追いピストル」を使用しての集落によるサルの追払い、鳥獣被害防護柵の設置及び捕獲檻の設置や「音追いピストル」の貸出を行う。	完了	暮らし環境整備課

第 3 次行財政改革大綱前期計画の令和 6 年度実績

大項目	小項目	概要	内容	評価	課名
E-1	職員研修計画の作成	・ 地方分権改革の時代に的確に対応するため、職員一人一人の説明能力や政策形成能力などを向上させることに取り組むとともに、職員の意識改革を図る。 ・ 時代に即応するために職員の適正配置に取り組む。 ・ 人材育成基本方針を確立し、人事評価制度を早期に実施する。	人事評価制度・人材育成基本方針を確立し、年度末までに、人事戦略アドバイザーと協議職員が、一人ひとりの能力を最大限に発揮できる職場環境を実現する。	遅れている	総務課
E-1	専門性、政策能力等を有する人材育成と活用	要対協及び子ども家庭総合支援拠点設置を運営していくうえで必要な、保健師等を中心とした専門職の育成と登用	子ども家庭総合支援拠点設置運営の際に新たに構成メンバーとなった、或いはこれからなるであろう職員に研修の参加を要請し、県等から案内される研修（Web含む）に参加し知識を習得する。子ども及びその家族並びに妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家族その他からの相談、調査及び指導、関係機関との連絡調整その他必要な支援が行えるためのスキルを習得する。	順調	長寿福祉課
E-2	積極的なニュース取材訪問	住民活動の広報においてCATVを活用し、町民全体の理解・関心を深める	住民活動取材を、令和6年度3月末までに、各課から吸い上げる情報及び自治協等を訪問し、30本完成させる。	完了(継続)	町長公室
E-2	自主的な住民活動の紹介・情報発信によるシビックプライド醸成	地元の魅力や宝、自主的な住民の活動、各種方面で活躍する吉野町民を住民に紹介することで、シビックプライドの醸成を図る。	広報誌での情報発信年間通して吉野町での事業の広報するにあたり、その事業に関わる住民や、担当職員を登場させたり、地元の魅力を絡めて発信したりする。役場での事業を親しみやすく紹介することによって、住民の自分事としての認識を促し、町の魅力を再認識してもらう。	順調	町長公室
E-2	受診行動へ繋げるための勧奨	受診を後押しするための情報提供・受診勧奨	住民への検診について、受診勧奨を年度末までに、個別案内として送るリーフレットや、広報誌等の媒体を用いて、全がん検診の受診率が10%以上となるまで情報提供する。	順調	長寿福祉課
E-2	健康づくり・介護予防サポーターの活動支援	住民と行政がともに活動し、健康づくりや介護予防の取り組みを個人から地域に広める。	吉野町の健康課題（骨折、糖尿病）の予防に関するサポーター活動について、行政主導からメンバーを主体とした活動へ、「自分のために、吉野町の地域が健康になるために考え、学ぶ。そして、学んだことを日頃のつながりや活動で発信していく」ことを活動の趣旨として、今後の活動内容を検討し、健康や地域について話し合いを行った。	完了(継続)	長寿福祉課
E-2	自主的な住民活動への支援	クラブ会員数減少に関し、活動内容を見直し、参加に対し広く周知・支援を行う。	新たな活動メニューの提案、高齢者教育（学習）や社会活動等について、目指すべき方向並びに具体的な方策を検討し、事務局である社協に活動メニューの提案を行う。生涯学習・社会教育担当部局とも現状について協議・検討し、老人クラブに対する負のイメージを分析・払拭して、クラブ加入のメリット等を整理し勧誘を行える体制を整える。	順調	長寿福祉課
E-2	民生児童委員との連携による相談体制の強化	民生児童委員は地域内での困り事や相談事等に対して、役場や社協との橋渡し役として重要な役目を担っている。それに加えて、より地域に根ざした活動のため、目的意識をもって地域の問題を解決し、よりよい地域社会を形成するため、行政等に積極的な意見や要望が出せるような体制を構築する。	役員改選のための周知・準備の徹底、研修の調整今年度中区長会を通じて次期委員の選出、広報媒体を利用した改選委員の周知など社協や関係各課と連携した改選、研修の実施、委員のスキルアップなどを実施する。	完了(継続)	長寿福祉課

第 3 次行財政改革大綱前期計画の令和 6 年度実績

大項目	小項目	概要	内容	評価	課名
E-2	地域課題の把握と解決を試みる体制づくり	住民の身近な地域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援します。また、地域で支え合いを推進していくため、社会福祉協議会の社会福祉士等の専門職に、生活支援コーディネーターを委託します。	地域アセスメントを継続するとともに、住民が主体的に地域ではなし合いをおこない、支え合いの活動が開始できるように、社会福祉協議会に委託した生活支援コーディネーターが主となり、地域を訪問し、協議体の支援や活動や資源の情報収集、住民と活動のつなぎなどをおこなう。月1回の連携会議の継続をおこない進捗管理をおこなう。町内のサロンや活動への聞き取りを継続し、協議体の活動支援をおこなう。	順調	長寿福祉課
E-2	介護予防のためのケラケラ百歳体操等実施登録グループ数の増加	介護予防のための住民主体の集いの場の増加を支援します。地域住民が主体となり、介護予防のために笑いヨガといきいき百歳体操を実施・継続できるよう支援します。	高齢者主体の集いの場（ケラケラ百歳体操）について、2025年度までに広報やCVYを用いた啓発、自治協議会での啓発活動を行い、13箇所の集いの場を設置する。	完了	長寿福祉課